

● 介護保険サービス

サービスの内容による加算、居住費等、食費、日常生活費がかかる場合があります。詳しくは担当ケアマネジャーまでお問い合わせください。

介護(予防)サービスの種類 ～ ① 在宅サービス ～

日常生活の手助けをして欲しい

訪問介護《ホームヘルプ》

ホームヘルパーが自宅を訪問して、食事・入浴・排せつなどの身体介護や調理・洗濯・掃除などの日常生活への援助をします。また、通院などを目的とした車への乗り降りの介助も行います。

☆要支援認定、総合事業対象者で進行性疾患のある方は、介護予防・生活支援サービス事業で従来の介護予防訪問介護に相当するサービスを利用できます。

身体介護の例

- 食事や入浴の介助
- おむつの交換、排せつの介助
- 洗髪、爪切り、清拭 など

生活援助の例

- 食事の準備や調理
- 衣類の洗濯
- トイレやお風呂のそうじ など

自宅で入浴をしたい

(介護予防)訪問入浴介護

自宅に浴槽を持ち込み、入浴の介助をします。

自宅でリハビリを受けたい

(介護予防)訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問して、自宅でリハビリテーションを行います。

自宅で医師や看護師からアドバイスをもらいたい

(介護予防)訪問看護

継続して医療ケアが必要な方の居宅に看護師などが訪問し、医師の指示のもと療養上の世話や診療の補助を行います。

(介護予防)居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士などが居宅を訪問して、療養上の管理を行います。

施設に行って支援やリハビリを受けたい

通所介護《デイサービス》

通所介護施設に通い、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで行います。

☆要支援認定で進行性疾患のある方は、介護予防・生活支援サービス事業で従来の介護予防通所介護に相当するサービスを利用できます。

(介護予防)通所リハビリテーション《デイケア》

介護老人保険施設や医療施設などに通い、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、生活機能向上のためのリハビリを日帰りで行います。

短期間施設に泊まってサービスを受けたい

(介護予防)短期入所生活介護《ショートステイ》

介護老人福祉施設に短期間入所して、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを受けます。

- 居住費
- 食費
- 日常生活費は別途必要になります。

(介護予防)短期入所療養介護《医療型ショートステイ》

介護老人保険施設や医療施設に短期間入所して、医療上のケアや食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援、機能訓練などを受けます。



短期入所サービスは、あくまでも在宅生活の継続のために利用するサービスですので、利用日数には以下のとおり基準があります。詳しくは担当ケアマネジャーまでお問い合わせください。

- ・連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。
- ・要介護認定期間内での延べ利用日数が、認定有効期間のおおむね半数を超えることはできません。

施設で在宅に近い暮らしをしたい

(介護予防)特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している方へ、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを行います。



生活環境を整えるサービス

福祉用具を利用して、自分でできることを増やしたい

(介護予防)福祉用具貸与

対象となる用具	要支援①・②	要介護②・③	要介護④・⑤
	要介護①		
<ul style="list-style-type: none"> 手すり(工事をとまわらないもの) スロープ(工事をとまわらないもの) 歩行器 ・ 歩行補助つえ 	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> 車いす ・ 車いす付属品(クッション、電動補助装置等) 特殊寝台 ・ 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 ・ 体位変換器 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 	×	○	○
<ul style="list-style-type: none"> 自動排せつ処理装置 	△	△	○

○=利用可能、×=原則として利用不可、△=尿のみ吸引するものはできる

【利用者負担について】

実際にかかったレンタル費用の1割(一定以上の所得がある方は2割又は3割)です。なお、レンタル費用は用具の種類や事業者によって変わります。

※令和6年4月から、福祉用具の適時・適切な利用の観点から、下記の用具については、貸与と販売の選択ができるようになりました。

- 固定用スロープ ● 歩行器(歩行車を除く) ● 単点杖(松葉杖を除く) ● 多点杖

特定(介護予防)特定福祉用具販売

◆購入費支給の対象は次の6種類です。

- 腰掛便座 ● 排泄予測支援機器 ● 簡易浴槽 ● 入浴補助用具
- 自動排泄処理装置の交換可能部品 ● 移動用リフトのつり具

【利用者負担について】

いったん利用者が費用の全額を負担します。その後、領収書などを添えて町に申請すると、費用の9割(負担割合に応じて7割又は8割)が支給されます。

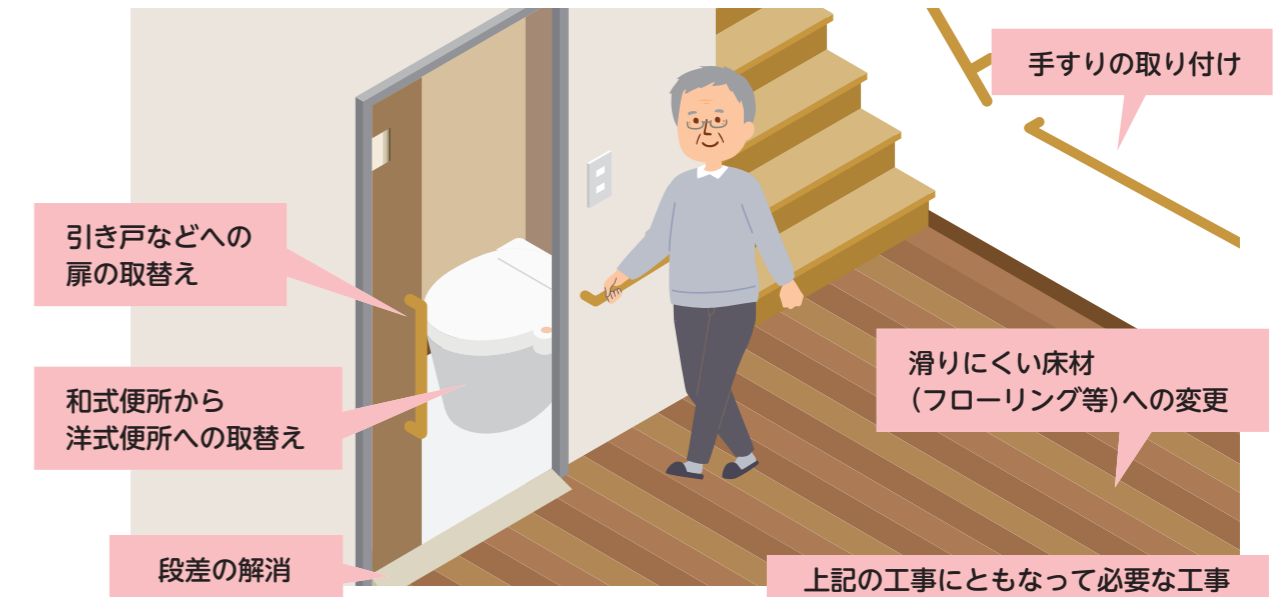
- 利用できる限度額は、年度ごとに10万円です。
- 利用者の状態により、利用が想定しづらい用具は、対象とならない場合があります。
- 県が指定した事業者から購入したもののみが、支給対象になります。

住み慣れた家を暮らしやすい環境にしたい

(介護予防)住宅改修費支給

事前の申請をしたうえで居住している家の住宅改修をした場合には、改修費を支給します。

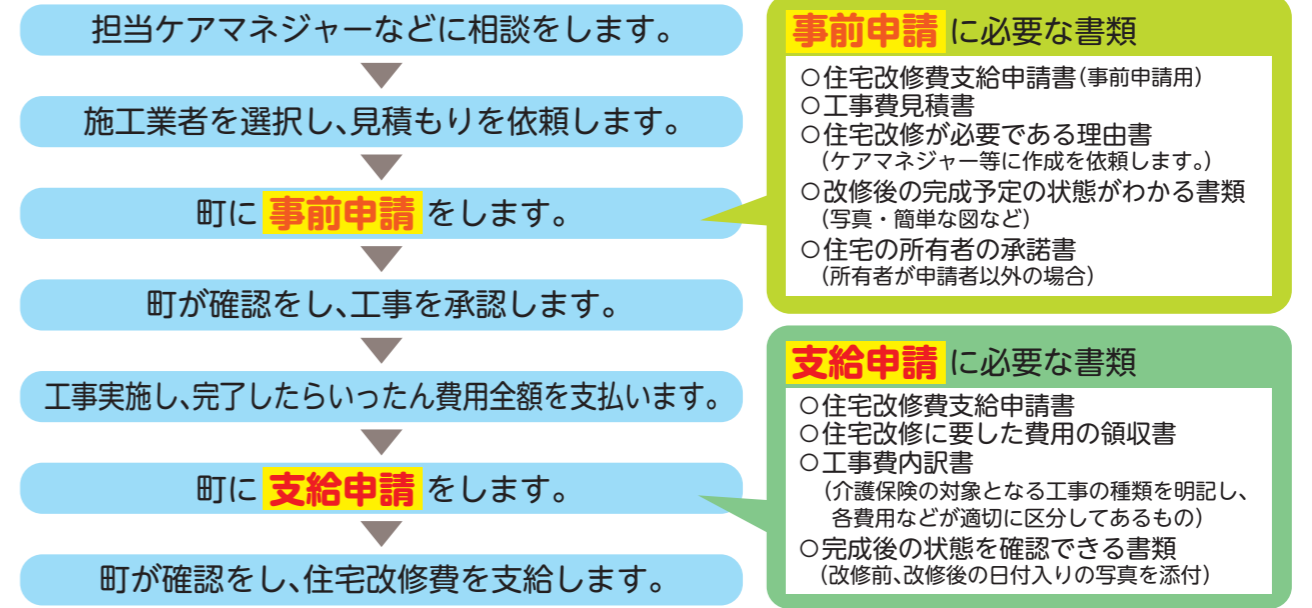
【対象となる改修の種類】



【利用者負担について】

いったん利用者が費用の全額を負担します。その後、町に申請すると費用の9割(一定以上の所得がある方は7割又は8割)が支給されます。

【利用手続きの流れと必要な書類】



- 利用できる限度額は20万円です。
- 引越した場合や要介護状態区分が大きく上がったときは、再度給付を受けることができます。

普段のくらし

健康のために

介護予防のために

生活の困りごとが増えてきたら

もの忘れが気になったら

介護サービスが必要になったら

普段のくらし

健康のために

介護予防のために

生活の困りごとが増えてきたら

もの忘れが気になったら

介護サービスが必要になったら

住み慣れた地域での生活を続けたい(地域密着型サービス)

住み慣れた地域での生活を続けるために、サービスの拠点をつくり、利用者のニーズにきめ細かく対応できるように創設されたサービスです。
利用者は原則的に出雲崎町の住民に限定され、町が事業者の指定・監督を行います。

小規模多機能型居宅介護 てつぞうの家

施設への通いを中心に、利用者の選択に応じて、居宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。

認知症対応型共同生活介護 グループホームかめさんの家

認知症の方々が、共同生活をする住居です。食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを行います。

! 令和6年4月現在、当町では以下のサービスの提供事業所はありません。

- ◆夜間対応型訪問介護
- ◆地域密着型老人福祉施設入所者生活介護
- ◆認知症対応型通所介護
- ◆地域密着型特定施設入居者生活介護

介護予防・生活支援サービス事業の種類

要支援認定の方と事業対象者の方は以下のサービスがご利用いただけます。

訪問型サービス

これまでの介護予防訪問介護に相当するサービス

ホームヘルパーが自宅を訪問し、調理や掃除など行いにくくなった生活行為が、再び自分でできるように支援を受けられます。

通所型サービス

これまでの介護予防通所介護に相当するサービス

進行性疾患や病態が安定しない方は、要介護者と同じ通所介護施設で専門職から専門的な支援が受けられます。

町独自の通所型サービス「しゃきっと」

行いにくくなった生活動作を、トレーニングによって再びできるようになるよう支援が受けられます。